②税務課（東館1階）

お亡くなりになった方の状況	チェック ✓	手続終了	必要なもの	受付窓口	参照ページ
市税等（市県民税、固定資産税、軽自動車税など）を口座振替にしていましたか	□	□	相続人様で口座振替を希望される場合 ・通帳印 ・金融機関がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	東館1階 税務課 0584-53-1116	P15
市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納付していましたか	□	□	還付先口座のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）		P15
市内に固定資産（土地・建物）をお持ちでしたか	□	□	・印鑑（認印）		P15
軽自動車・原付バイク等の所有者になっていましたか	□	□	原付バイク等の手続き ●廃車する場合 ・本人確認書類 顔写真付きのもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど） ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ●名義変更する場合 ・本人確認書類 顔写真付きのもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど） ・標識交付証明書		P16

①市民課（東館１階）※該当者のみ

亡くなられた方が世帯主でしたか	□	□	本人確認書類 ・顔写真付きのもの（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど1点） ・顔写真付きのものがない場合（健康保険証・介護保険証・年金手帳など2点） 委任を受けた場合、委任状	東館1階 市民課 0584-53-1114	P17
印鑑登録をしていましたか （登録証の返却）	□	□	・亡くなられた方の印鑑登録証		P17
諸証明が必要ですか （戸籍謄本、住民票、印鑑登録証明書等）	□	□	本人確認書類 ・顔写真付きのもの（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど1点） ・顔写真付きのものがない場合（健康保険証・介護保険証・年金手帳など2点） ・印鑑登録証（印鑑登録証明書が必要な方）		P18

MEMO

⑫社会福祉課（東館2階）※該当者のみ

お亡くなりになった方の状況	チェック	手続終了	必要なもの	受付窓口	参照ページ
特別児童扶養手当を受給していましたか	□	□	・特別児童扶養手当証書（お持ちの方のみ） ・住民票除票又は、除籍謄本（抄本） ・受給者が亡くなられた場合、配偶者（配偶者がいない場合は他に対象児童を監護している方）や対象児童の通帳	東館2階 社会福祉課 0584-53-1139	P19
特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していましたか	□	□	・住民票除票 ・手当の未支払分がある場合は、配偶者や扶養義務者の通帳（未支払分手当請求者は、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順）		P19
障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちでしたか	□	□	・亡くなられた方の手帳		P19
自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）を受けていましたか	□	□	・自立支援医療受給者証		P20
障害福祉サービスを利用されていましたか	□	□	・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証		P20

⑩こども未来課（東館2階）

児童手当を受けていましたか	□	□	受給者が亡くなられた場合、受給者の配偶者及び児童の通帳	東館2階 こども未来課 0584-53-1526	P21
児童扶養手当を受給していますか	□	□	・死亡を証する書類（受給資格者死亡の場合） ・児童扶養手当受給者証・受給対象児童の口座（受給資格者死亡の場合）		P21
認定こども園へ通園している児童がいますか（変更届）	□	□	・通帳印 ・金融機関がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）		P21
留守家庭児童教室を利用している児童がいますか（変更届）	□	□	・通帳印 ・金融機関がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）		P22

⑱農林振興課（西館2階）※該当者のみ

農地（田・畑）を貸し付けていませんか	□	□	相続する方の印鑑（認印）	西館2階 農林振興課 0584-53-1351	P23
森林の土地の所有者になっていましたか	□	□	・当該の土地の位置を示す地図 ・当該の土地の登記事項証明書その他届出の原因を証明する書面		P23
駒野奥条入会財産区の貸付を受けていましたか	□	□	●相続する場合 ・相続等する方の印鑑（認印）		P24

⑲農業委員会事務局（西館2階）※該当者のみ

お亡くなりになった方の状況	チェック ✓	手続終了	必要なもの	受付窓口	参照ページ
農地（田・畑）の所有者になっていませんか	□	□	・登記したことのわかる全部事項証明書や登記完了証（電子申請）の写し	西館2階 農業 委員会 事務局 0584-53-3429	P25
農業者年金にご加入でしたか	□	□	・亡くなられた方の農業者年金被保険者証（紛失した場合は紛失届） ・請求者の振込先がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど） ・亡くなられた方と請求者との関係が確認できる戸籍謄本		P25 P26
農業者年金を受給していましたか	□	□	・亡くなられた方の農業者年金被保険者証（紛失した場合は紛失届） ・請求者の振込先がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど） ・亡くなられた方と請求者との関係が確認できる戸籍謄本		P26

⑦上下水道課（西館１階）

上下水道の名義に関する変更届・休止届が必要ですか	□	□	―	西館1階 上下水道課 0584-53-1429	P27

⑥生活・環境課（西館1階）

浄化槽または汲取トイレをお使いですか	□	□	―	西館1階 生活・環境課 0584-53-3195	P28
引き続きお住まいになる方はおられますか	□	□	―		P28
ご自宅で犬を飼っていますか	□	□	―		P28
所有者（飼い主）が変わりますか	□	□	―		P28

MEMO

各種お手続きの詳細

保険医療課

国民健康保険（75歳未満）の資格喪失届/葬祭費の申請

手続・必要なもの	期限
■概要 国民健康保険加入者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。 **■請求できる人** ・資格喪失届は相続人の方 ・葬祭費の申請は葬祭を行った方 **■必要なもの** ○被保険者証、各種認定証（P12※1） ○振込先が確認できるもの（原則喪主の口座） ○喪主の氏名が確認できるもの（会葬礼状又は葬儀の領収書） ○市外で火葬の場合、火葬許可証 **■備考** ・他の健康保険に被保険者本人として1年以上加入し、資格喪失してから3ヶ月以内に亡くなられた場合で、その医療保険から支給される場合は国民健康保険からは支給されません。 ・第三者行為により相手方の保険から支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。	葬祭を行った日の翌日から2年以内 **お問合せ先** 保険医療課 0584-53-1349

世帯主変更による国民健康保険被保険者証・各種認定証の差替え

手続・必要なもの	期限
■概要 旧世帯主の氏名が記載された国民健康保険被保険者証・各種認定証を、新世帯主の氏名が記載されたものと差替えします。 **■請求できる人** ・原則として新世帯主 ・住民登録上で同一世帯の方 **■必要なもの** ○世帯全員の国民健康保険被保険者証、各種認定証（P12※1）	変更日から14日以内 **お問合せ先** 保険医療課 0584-53-1349

後期高齢者医療保険の資格喪失届/葬祭費の申請

手続・必要なもの	期限
■概要 後期高齢者医療制度加入者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。 **■請求できる人** ・資格喪失届は相続人の方 ・葬祭費の申請は葬祭を行った方 **■必要なもの** ○後期高齢者医療保険被保険者証、各種認定証（P12※2） ○振込先が確認できるもの（原則喪主の口座） ○喪主の氏名が確認できるもの（会葬礼状又は葬儀の領収書）	葬祭を行った日の翌日から2年以内 **お問合せ先** 保険医療課 0584-53-1349

福祉医療

手続・必要なもの	期限
■概要 福祉医療費受給者が亡くなられた場合、資格の喪失届を提出いただきます。 **■必要なもの** ○亡くなられた方の福祉医療費受給者証（乳幼児等・母子等・父子・重度） ○亡くなられた方のマイナンバーカードなど ※マイナンバーの記入が必要です。 **■備考** 亡くなられた方の口座に振り込む償還金が発生する場合は、償還先の口座の変更届をいただくことがあります。その場合、請求者の通帳などが必要です。	死亡日から 5年以内 **お問合せ先** **保険医療課** 0584-53-1349

※1 認定を受けていた方
- ○岐阜県国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- ○岐阜県国民健康保険限度額適用認定証
- ○岐阜県国民健康保険特定疾病療養受療証

※2 認定を受けていた方
- ○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ○後期高齢者医療限度額適用認定証
- ○後期高齢者医療特定疾病療養受療証

未支給年金の請求について（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金）

手続・必要なもの	期限
■概要 年金受給者が亡くなられた場合、亡くなられた月までの年金が遺族の方に支給されます。 **■請求できる人** 死亡者の３親等内の親族のうち、亡くなられた方と生計が同一である方 ※亡くなられた方が、介護施設に入所されていた等の理由で請求者と別居されていた場合は、生計同一の申立書の提出が必要です。 **■必要なもの** ○亡くなられた方の年金証書 ○請求者のマイナンバーカードなど ※マイナンバーの記入が必要です。 ○請求者の預金通帳 ○亡くなられた方と請求者との関係が確認できる戸籍謄本 ○住民票 ※マイナンバーの提示により添付省略できる場合があります。	死亡日から 5年以内 **お問合せ先** **保険医療課** 0584-53-1349

遺族基礎年金の請求について（国民年金）

手続・必要なもの	期限
■概要 遺族基礎年金の請求については、大垣年金事務所（0584-78-5166）へご相談ください。 **■請求できる人** 死亡者に扶養されていた配偶者のうち、子がある方 ※子とは、18歳の誕生日以降の3月31日を迎えていない方です。 **■必要なもの** ○本人確認書類 ・顔写真付きのもの（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど1点） ・顔写真付きのものがない場合（健康保険証・介護保険証・年金手帳など2点） ○死亡診断書の写し ○亡くなられた方の基礎年金番号が確認できるもの ○請求者の預金通帳 ○請求者のマイナンバーカードなど ○請求者の基礎年金番号が確認できるもの ○亡くなられた方と請求者との関係が確認できる戸籍謄本	死亡日から 5年以内 **お問合せ先** **保険医療課** **0584-53-1349**

国民年金以外の年金について

手続・必要なもの	期限
■概要 厚生年金については大垣年金事務所（0584-78-5166）へ、共済年金については各共済組合へご相談ください。 **■請求できる人** ○未支給年金の場合は、死亡者の３親等内の親族のうち、亡くなられた方と生計が同一である方 ※亡くなられた方が、介護施設に入所されていた等の理由で請求者と別居されていた場合は、生計同一の申立書の提出が必要です。 ○遺族年金の場合は、亡くなられた方の配偶者・子・親・孫・祖父母にあたる方。 ※詳しくは年金事務所・共済組合へご相談ください。 **■必要なもの** ○亡くなられた方の年金証書 ○請求者のマイナンバーカードなど ○請求者の預金通帳 ○亡くなられた方と請求者との関係が確認できる戸籍謄本 ○死亡診断書の写し ○住民票 ※マイナンバーの提示により添付省略できる場合があります。	死亡日から 5年以内 **お問合せ先** **保険医療課** **0584-53-1349**

高齢介護課

高額介護サービス費等の手続き

手続・必要なもの	期限
■概要 高額介護サービス費を受給していた方が亡くなられた場合、相続人様の口座へ振り込むように変更する手続きをしていただきます。 **■請求できる人** 親族、後見人など **■必要なもの** ○相続人様の振込先がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	死亡日から 2年以内 **お問合せ先** **高齢介護課** 0584-53-1145

交付済みの保険証等の返却

手続・必要なもの	期限
■概要 亡くなられた方の介護保険被保険者証、負担割合証、限度額認定証を返却していただきます。 **■請求できる人** 親族、後見人など **■必要なもの** ○亡くなられた方の介護保険被保険者証、負担割合証、限度額認定証（該当するもの） **■備考** ・被保険者証……65歳以上 ・負担割合証……介護認定を受けている方のみ ・限度額認定証 ….申請し認定された方のみ	なし **お問合せ先** **高齢介護課** 0584-53-1145

MEMO

税務課

市税・口座振替

手続・必要なもの	期限
■概要 【市税】 住民税が賦課される基準日は1月1日現在となっています。1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承されるため、相続人代表者指定届の提出をしてください。 【口座振替をされていた方】 必要であれば変更の届出をしてください。 **■必要なもの** 【口座振替を希望される方】 ○通帳印 ○金融機関がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	なし **お問合せ先** 税務課 0584-53-1116

市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の手続き

手続・必要なもの	期限
■概要 故人あての通知、還付金等の受取をする方の還付先口座の届出をしてください。 **■必要なもの** ○還付先口座のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	なし **お問合せ先** 税務課 0584-53-1116

固定資産（土地・建物）の代表者指定手続き

手続・必要なもの	期限
■概要 市内に固定資産を所有していた方が亡くなられた場合、以下の届出が必要になります。 ・相続人の代表者の指定（変更）届出書 ※相続が完了するまでの間、通知書等の送付先を指定する届出です。土地や登記済建物の名義を変更する際は、法務局へ所有権移転の登記申請をしてください。 ・未登記家屋所有者変更届 ※登記簿に記載のない「未登記建物」について所有者を変更（売買・相続等）する場合は、ご提出ください。**賦課期日（毎年1月1日）までにご提出いただければ、翌年度より新所有者様に賦課させていただきます。** **■必要なもの** ○印鑑（認印）	なし **お問合せ先** 税務課 0584-53-1116